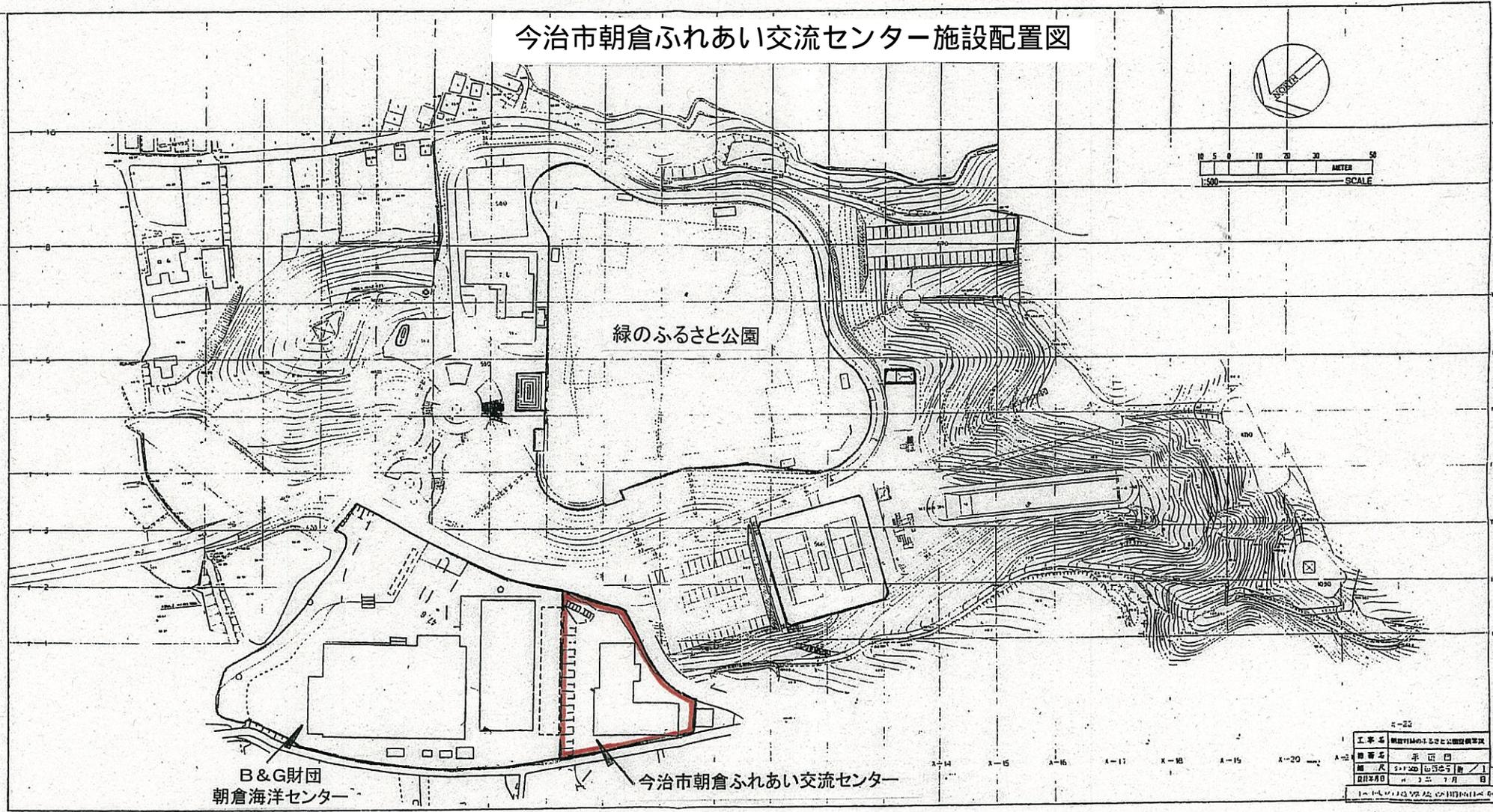


今治市朝倉ふれあい交流センター施設配置図



B&G財団
朝倉海洋センター

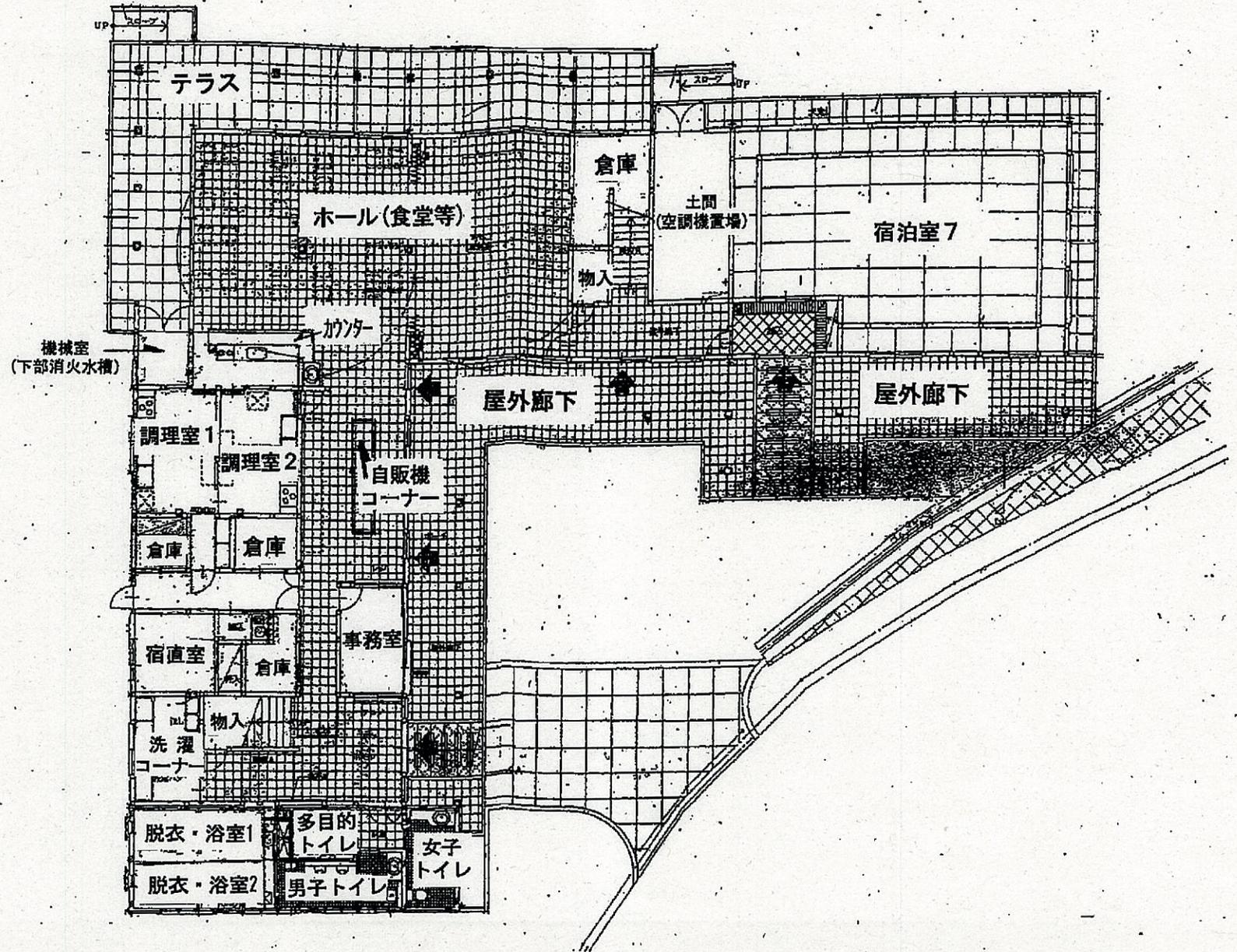
今治市朝倉ふれあい交流センター

1-22

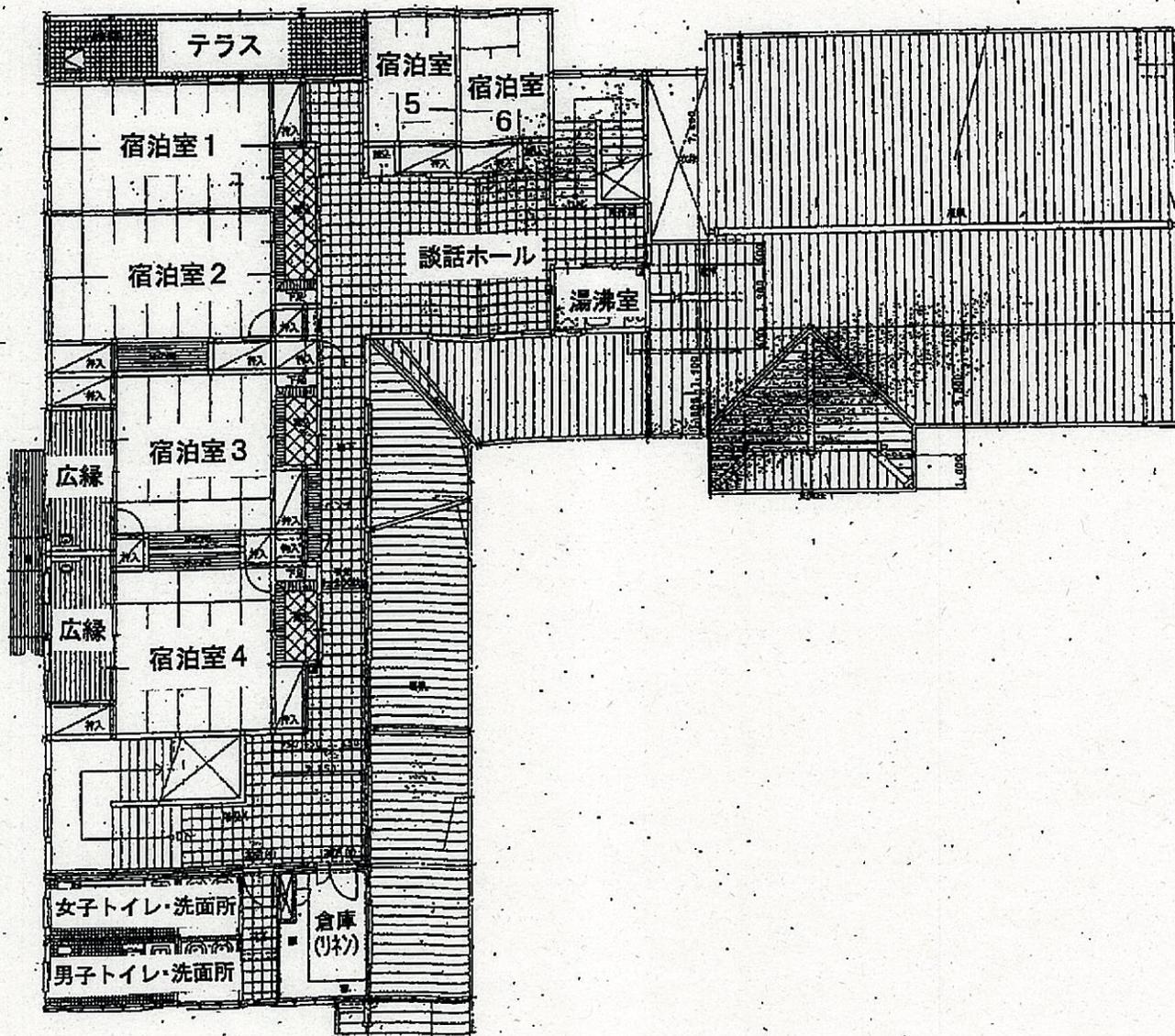
工事名	朝倉町緑のふるさと公園施設構築工事
図番	手付図
縮尺	1:500 (地形表示除く)
日付	平成 3 年 7 月 日

1-14 1-15 1-16 1-17 1-18 1-19 1-20

今治市朝倉ふれあい交流センター1階平面図



今治市朝倉ふれあい交流センター2階平面図



資料 2

今治市朝倉ふれあい交流センター施設概要

施設名	敷地面積(m ²)	床面積(m ²)
朝倉ふれあい交流センター	2 1 3 0 . 6 6	7 3 2 . 5 4
1 階		4 0 4 . 0 3
事務室		9 . 0 2
女子トイレ		6 . 9 3
多目的トイレ		4 . 2 5
男子トイレ		8 . 9 0
脱衣・浴室 1		6 . 8 6
脱衣・浴室 2		9 . 1 3
洗濯コーナー		9 . 0 2
宿直室		9 . 9 2
調理室 1		1 2 . 1 8
調理室 2		1 2 . 1 8
機械室(下部消火清掃)		3 . 6 1
ホール(食堂等)		9 3 . 8 6
宿泊室 7 (和室研修室)		7 9 . 4 2
その他 (自販機コーナー、渡り廊下、倉庫など)		1 3 8 . 7 5
2 階		3 2 8 . 5 1
宿泊室 1		2 7 . 0 7
宿泊室 2		3 2 . 4 9
宿泊室 3		3 6 . 5 5
宿泊室 4		3 6 . 5 5
宿泊室 5		1 2 . 6 3
宿泊室 6		1 2 . 6 3
湯沸室		5 . 4 1
男子トイレ・洗面所		1 0 . 0 8
女子トイレ・洗面所		1 0 . 3 6
倉庫(リネン)		9 . 8 5
その他 (広縁、踏込・下足・談話ホールなど)		1 3 4 . 8 9
屋外		
屋外廊下		7 0 . 6 8
テラス		4 1 . 5 1

資料 3

施設等の維持管理に関する業務基準表

業務名	対象業務	対象設備等		業務内容等	
植栽管理業務	植込管理	植込 上木 (60 cm未満) 2 本 寄植 36 m ³ 生垣 15m		剪定 (弱) 薬剤散布 除草250m ³	年 1 回 年 4 回 年 4 回
	芝生管理	芝生 (720 m ³)		草刈 施肥 薬剤散布	年 4 回 年 2 回 年 2 回
清掃管理業務	清掃管理	2F	宿泊室 (6 室)	9 時以降チェックアウト より清掃 チェックインタイムまで に完全に仕上げる	随時
			男子トイレ・洗面所		
			女子トイレ・洗面所		
			談話ホール、廊下階段		
			倉庫 (リネン)		
		1F	宿泊室 (和室研修室 1 室)		
			ホール (食堂等)		
			調理室 1、調理室 2		
			洗濯コーナー		
			脱衣・浴室 1、2		
館内	多目的トイレ				
	男子トイレ				
	女子トイレ				
	ホール、廊下等				
	網戸、サッシ窓				
屋外	敷地内全域				
浴槽衛生管理業務	浴槽管理	1F	浴槽	浴槽水水温管理 (浴槽水が適温を保ち、 溢水するよう管理) 浴槽水完全換水	随時

保守点検業務	自家用電気工作物保安業務 (但し、朝倉 B&G 海洋センターと設備が一体)	受配電設備 設備容量及び電圧：180KVA , 6.6KV 最大電力：123KV	月次点検 年次点検	隔月 1 回 年 1 回
	消防設備保守点検	自動火災報知設備：92 屋内消火栓設備：3 誘導灯：6 消化器具：10 非常警報器具及び設備：2 配線：一式	機能点検 総合点検(機能点検含む) 報告書提出	年 1 回 年 1 回
	空調設備保守点検	〈マルチエアコン室外機〉 空冷ヒートポンプ (冷 45.0KW・暖 50.0KW)1 台 〈マルチエアコン室内機〉 天井埋込カセットシングル フロー (冷 2.8KW・暖 3.2KW)2 台 天井埋込カセットコーナー タイプ (冷 7.1KW・暖 8.0KW)5 台 天井ビルトイン (冷 14.0KW・暖 16.0KW)2 台 天井ビルトイン (冷 7.1KW・暖 8.0KW)4 台 フリービルトイン (冷 4.0KW・暖 5.52KW)2 台 〈空冷ヒートポンプ〉 マルチエアコン室外機 (冷 45.0KW・暖 50.0KW)1 台 マルチエアコン室外機 (冷 28.0KW・暖 31.5KW)2 台 マルチエアコン室外機 (冷 4.04～6.88KW・暖 4.53 ～9.75KW)1 台	保守点検 フィルター等清掃	随時

保守点検業務	浄化槽維持管理	処理方法 接触バッキ方式 9.3 m ³ /日 処理能力：45 人槽	保守点検 法定検査 汚泥引抜等	年 12 回 年 1 回 年 1 回
警備業務	巡回警備		開館時間における巡回警備	1 日に 2 回以上
	閉館時警備	機械警備	閉館時間内	
日常点検業務		施設全体	巡視及び施設の軽微な維持管理作業	1 日に 2 回以上
廃棄物処理業務	ごみの集積及び処理		可燃物 不燃物 軟質プラスチック	随時

資料4

貸与物品一覧表

仕様書第5の4の(3)で規定する貸与物品は、以下のとおりとする。

ただし、利用者のニーズに応じた品質・数量等を適切に把握し、利用者サービスの向上に努めること。

品名	規格等	数量
バーベキューセット	セット内容：網、鉄板、炉、火ばさみ、トング	10
カセットコンロ	カセットボンベ付	4

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第 1 指定管理者は、その業務を実施するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第 2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前 2 項の規定は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第 3 指定管理者は、この業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(委託)

第 4 指定管理者は、今治市の許諾があるときを除き、この業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 指定管理者は、今治市の許諾を得て、この業務に係る個人情報の処理を第三者に委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人情報の処理についての委託)

第 5 指定管理者は、特定個人情報の処理を第三者に委託するときは、次に掲げる事項を含め、指定管理者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を委託するものとし、今治市の事前の書面による同意を得なければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境

2 指定管理者は委託先との間で、今治市体育施設指定管理業務仕様書及び今治市朝倉ふれあい交流センター指定管理者業務仕様書（この特記事項を含む。以下同じ。）に定める業務基準と同等の内容の委託契約を締結しなければならないものとする。また、委託先には指定管理業務において指定管理者に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。委託契約の中には、委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、今治市及び指定管理者の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。今治市は、指定管理者が委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

（業務目的以外の利用等の禁止）

第6 指定管理者は、次2項に定める場合のほか、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 指定管理者は、特定個人情報を、その業務の目的以外に利用してはならない。

3 指定管理者は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 指定管理者は、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の持ち出し禁止）

第8 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を指定管理者の事業所以外の場所（特定個人情報については、指定管理者の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

（事故発生時の報告義務）

第9 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、今治市に報告し、その指示に従わなければならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、今治市に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。

- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、今治市に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの項に対する申立てが、指定管理者の責任範囲に属するときは、指定管理者は、今治市が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、指定管理者に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は、速やかに、今治市に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 今治市が必要と判断するときは、今治市は、指定管理者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても有効とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 指定管理者は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後、この業務に係る個人情報を、速やかに今治市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、今治市の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。

(監督)

第11 今治市は、この業務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、指定管理者から報告を徴収することができる。

- 2 前項の報告は、今治市が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、今治市は、指定管理者に対し、書面により業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 今治市及び指定管理者は前項の確認の結果を踏まえ、指定管理業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

(監査・検査・行政庁等への協力等)

第12 今治市又は今治市の指定した者は、指定管理者に事前に通知し、指定管理者の承諾を得た上でいつでも、その業務に支障を生じさせない範囲内において指定管理施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、指定管理者の役員及び従業員への事情聴取等業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。指定管理者は、合理的事由のある場合を除き、今治市又は今治市の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。

- 2 前項の監査又は検査の結果、指定管理者の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と今治市が判断した場合、今治市は指定管理者に対し、その改善を要請することができる。
- 3 指定管理者は、今治市が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、指定管理者の費用で、今治市が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、今治市の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 指定管理者は、今治市の監督当局に対する義務の履行等（今治市を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他今治市の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、今治市に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。

（措置事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償）

第13 今治市は、指定管理者がこの特記事項に違反していると認めたときは、指定の取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じること、及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第14 指定管理者は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

今治市朝倉ふれあい交流センター 自動体外式除細動器（AED）管理仕様書

1. 保守点検等

指定管理者はAEDの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、下記のとおり保守点検等を実施すること。なお、点検担当者は複数の者による当番制として差支えない。

点検担当者は特段の資格を必要としないが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましい。

(1) 日常点検

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認すること。なお、この際にインジケータが異常を示していた場合は、必要に応じて、速やかに製造販売業者（保守点検業者）等に連絡し、点検を依頼すること。

(2) 消耗品の交換時期の点検

AEDの本体または収納ケース等に、電極パッドやバッテリーなどの交換時期を記載したラベル等を表示することで交換時期を日頃から適切に把握し、交換時期を超過する場合には市に連絡すること。なお、原則として消耗品の交換については年1回、市から指定管理者に指示する。

(3) 消耗品等交換時の費用負担

電極パッドやバッテリーの交換及び機器本体の更改に係る経費の負担は下記のとおりとする。

実施内容	交換等の時期	費用負担
電極パッド交換	年1回 使用の都度	市
乾電池交換	必要の都度	指定管理者
バッテリー交換	4年に1回（目安） 使用頻度に応じ交換	市
機器本体の更改	8年に1回	市

2. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いた救命活動が行われた際には、その都度、市に報告すること。